

平成 23 年度 和知簡易水道事業
西部地区配水管実施設計業務委託

一般仕様書
特記仕様書

平成 23 年 8 月

京都府 船井郡 京丹波町 水道課

～ 一般仕様書 ～

1 総則

1. 1 目的

本業務委託は、国庫補助事業 統合簡易水道 和知簡易水道事業における水道施設の調査及び実施（詳細）設計業務を行うものである。

1. 2 委託の名称

委託名称は、「西部地区配水管実施設計業務委託」とする。

1. 3 委託業務の場所

京都府船井郡京丹波町大簾他地内とする。

1. 4 一般事項

本業務委託は、本仕様書および特記仕様書に基づいて京丹波町水道課（以下「水道課」という）と連絡を密にし、業務を行うものである。

1. 5 委託業務実施要領

受注者は、業務を遂行するにあたり関連する諸法規等を遵守すると共に、水道課と密接な連絡をとり、その指示に従わなくてはならない。

1. 6 受注者の義務

受注者は、この仕様書に基づいて業務を実施するほか、本仕様書に明記されていない事項については、水道課と協議の上その指示に従わなくてはならない。

1. 7 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密事項を外部に漏洩させてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

1. 8 技術者及び業務の遂行

この業務に従事する技術者は、技術士法に基づく上下水道部門の技術士またはR C C Mの資格を有するか、同等以上の経験と実績を持つ者でなければならない。

1. 9 疑義等の処置

受注者は、業務を進めるにあたって、本仕様書に明記されていない事項については、事前に水道課と協議して明確にしておかなければならない。ただし、本仕様書に明記されていない事項でも当然必要と思われる事項については、受注者の責任において行い、その結果を報告するものとする。

1. 10 費用の負担

本仕様書に明記されていないものであっても、業務上当然必要な費用は、受注者の負担とする。

1. 11 成果品に対する責任の範囲

受注者は、業務完了後に誤りが発見された場合は、速やかに成果品の訂正を行わなければならない。

1. 12 業務上の提出書類

受注者は、委託契約に伴って次の書類を提出する。

①着手時

- ・ 着手届
- ・ 業務工程表
- ・ 主任技術者届並びに経歴書
- ・ 現場代理人届

②完了時

- ・ 業務完了届
- ・ 納品書
- ・ 請求書

その他

当業務は、主として水道課（畑川浄水場内）で設計協議を行うため、危機管理及び衛生管理上、配置人員による設計業務従事者の身分証明書または社員証等の提出を求める場合がある。

1. 13 委託期間

委託期間は、契約の日から平成24年1月31日（火）までとするが、期間内であっても、提出を求める場合がある。

2 業務の範囲

2. 1 業務の範囲及び内容

業務の範囲及び内容は次のとおりとする。

① 業務範囲

和知簡易水道事業における対象となる施設整備の詳細設計を行い、設計図書を作成する。

② 業務内容

西部地区配水管実施設計業務 1式

φ150mm L=610m (布設替)

φ100mm L=610m (布設替)

〃 L=290m (新設)

上記業務遂行に必要な関連図書作成 1式

国庫補助金申請ほか必要な図書作成 1式

測量調査業務 1式

平板測量 (S=1/500) A=0.0181km²

4級基準点測量 28点

仮BM設置 1.2km/2箇所

縦断測量 1.2km

横断測量 1.2km

2. 2 実施設計の要領

受注者は、施設に関する実施設計にあたり、当該水道事業の安定供給及び維持管理の効率化を設計理念とし、経済性に優れた効果的かつ合理的な詳細設計を行わなくてはならない。

2. 3 設計基準

受注者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- ・水道施設設計指針 (日本水道協会)
- ・水道維持管理指針 (日本水道協会)
- ・水道工事標準仕様書 (日本水道協会)
- ・簡易水道維持管理マニュアル
- ・中小規模水道施設機械・電気設備 設計要領 (日本水道協会)
- ・その他関連法規及び甲の指示する規格・基準による。

2. 4 設計協議

主要な打ち合わせには、甲から担当責任者、受注者から主任技術者が出席するものとする。なお、打ち合わせについては、全て協議録を作成し、経過を明確にしておくものとする。

2. 5 審査

業務が完了したときは、成果品を提出して係員の審査を受けるものとする。

2. 6 検査及び引渡し

成果品及びその他関係図書は、係員の検査を受けて引渡し、本委託業務が完了したものとする。

～ 特記仕様書 ～

1. 総則

1. 1 目的

本業務は、国庫補助事業 統合簡易水道「和知簡易水道事業」施設整備に係る調査・実施設計（詳細）業務及び国庫補助金申請等に係る補助業務である。

1. 2 適用

本設計に関する一般、共通的な事項については別に定める規定等に従うものとする。

1. 3 配置技術者の資格等

(1) 本設計業務は、専門的知識を有する高度な技術者が実施しなければならない。

(2) 主任技術者

以下のいずれか1つ以上の資格基準を満たす者を配置すること。

① 技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）

平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者

② R C C M（上水道及び工業用水道）

(3) 照査技術者

以下のいずれか1つ以上の資格基準を満たす者を配置すること。

① 技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）

平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者

② R C C M（上水道及び工業用水道）

1. 4 成果品

- ・設計図面 二つ折り製本（A1：1部、A3：1部）
- ・設計書 1部（A4）※金抜き設計書
- ・各種計算書 1部（A4）※容量計算書、構造計算書、水理計算書等
- ・数量計算書 1部（A4）
- ・特記仕様書 1部（A4）※見積書および見積依頼書含む
- ・上記電子データ 1式（エクセル、ワード、CAD等のオリジナルデータ及びPDF等の閲覧用）

※成果品の製本方法等は、監督員の指示によるものとする。

成果品の提出に際しては、主任技術者が直接持参するものとし、必要な説明を行わなければならない。

1. 5 納期

この設計業務委託の納期は、平成24年1月31日（火）までとする。

1. 6 打合せ

設計作業の過程において重要な事項は事前に監督員と十分な打合せを行わなければならない。

打合せ事項は、覚書（議事録）として1通を提出しなければならない。

2. 業務内容

2. 1 業務概要

下記の水道施設整備に係る詳細設計及び国庫補助金申請等業務に係る補助業務を行う。

○水道施設整備に係る詳細設計業務の対象

- ・大簾、広野地内配水管

φ 150 mm L=6 1 0 m (布設替)

φ 100 mm L=6 1 0 m (布設替)

〃 L=2 9 0 m (新 設)

※配水系統別水理検討

○国庫補助金申請等業務に係る補助業務の対象

- ・平成 23 年度 国庫補助金変更申請 4 部
- ・平成 24 年度 国庫補助金要望 4 部
- ・平成 23 年度 国庫補助金実績報告 4 部

※上記に係る申請書等作成や事業費の算定および調整、添付資料および図面の作成

○水道施設整備詳細設計等に係る測量調査業務の対象

平板測量 (S=1/500) A=0.0181km²

4 級基準点測量 28 点

仮 BM 設置 1.2km/2 箇所

縦断測量 1.2km

横断測量 1.2km

2. 2 設計協議

施設の位置等、設計の方向を左右するような問題に対する事前の協議、監督員が業務の進捗状況を把握出来るよう適切に協議を行うこと。また、各種計算結果に基づく設計の方向を左右する問題に対する協議とすること。

2. 3 検討業務

1) 配水管路施設

- ・布設ルート
- ・管種及び管径
- ・水理検討 (※当該配水系統から本管末端までの水理計算により、適正な圧力、ルート、管径の決定と減圧設備の要否等の確認)
- ・弁、栓種及び配置

3) 共通

- ・施工方法

4) その他

- ・工事費積算に必要な参考となる概算設計書及び見積依頼書や特記仕様書の作成

2. 4 設計計画

京丹波町における和知簡易水道事業について、既認可の計画に基づいた内容の見直しと照査を行い、水運用や水理機能および施工方法などを十分に検討し、担当責任者との協議を行い、設計計画を定めるものとする。